

## 福島県自家消費型太陽光発電設備導入支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 福島県（以下「県」という。）は、再生可能エネルギーの普及による温室効果ガスの排出削減を図るため、県内の事業者が行う自家消費型太陽光発電設備の導入に要する経費について、当該事業者に対し、予算の範囲内において自家消費型太陽光発電設備導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号以下「適正化法」という。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和5年1月13日環地域事発第2301131号改正）及び福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。

#### (2) 太陽光発電設備

太陽光モジュール及び当該太陽光モジュールの付帯設備をいう。

#### (3) オンサイトPPAモデル（以下「PPA」という。）

太陽光発電設備の所有者である発電事業者が、需要家の敷地内に太陽光発電設備を設置し、維持管理等をした上で、太陽光発電設備から発電された電力を一般送配電事業者の電力系統を使用せず需要家に供給する契約方式をいう。

#### (4) リースモデル（以下「リース」という。）

リース事業者が需要家の敷地内に太陽光発電設備を設置し、維持管理等を行う代わりに、需要家がリース事業者に対して月々のリース料金を支払う契約方式をいう。

#### (5) 事業所

県内に所在する工場又は事務所、その他の事業場をいう。

### (補助金の交付対象等)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表1のとおりとする。

- 2 補助金の交付対象となる者は、別表2のとおりとする。
- 3 補助金交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表3のとおりとする。
- 4 補助対象事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困

難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

#### (補助金の額等)

第4条 補助金の交付対象となる者に交付する補助金の額は、別表4のとおりとする。

#### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請する者は、福島県知事（以下「知事」）が別に定める日までに、別表5に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により補助金の交付を申請した者は、知事が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、報告を求め又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じなければならない。
- 3 第1項の規定により補助金の交付を申請した者が交付決定前に当該申請を辞退するときは、申請辞退届（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

#### (消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第6条 補助金の交付を申請する者は、前条第1項の申請に当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### (補助金の交付決定等)

第7条 知事は、第5条第1項の補助金交付申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めたときは、交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の決定に関して必要な条件を付すことができる。

#### (補助事業の変更等)

第8条 前条第1項の規定による補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助金交付決定を受けた補助事業の内容を変更（全部又は一部の承継、中止又は廃止を含む。）しようとするときは、あらかじめ、補助金交付決定変更（中止・廃止）承認申請書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。ただし軽微な変更の場合においては、この限りでない。

- 2 前項に掲げる軽微な変更は次のとおりとする。

- (1) 補助目的に変更をもたらすものではない、事業内容の変更
- (2) 補助金額に影響を及ぼさない補助対象経費の20%以内の減額変更

(変更等の承認)

- 第9条 知事は前条第1項の補助金交付決定変更（中止・廃止）承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、当該変更を承認するか否かを決定し、補助金交付決定変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（様式第9号）により、当該補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、前項の通知をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

- 第10条 申請者は、第7条第1項の交付決定通知及び第9条第1項の変更承認（不承認）通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に知事に書面をもって申し出なければならない。

(実績報告)

- 第11条 補助事業者は、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い期日までに、別表6に掲げる書類を知事へ提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第12条 知事は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書（様式第12号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第13条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税報告書に係る仕入れ控除税額報告書（様式第13号）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の支払)

- 第14条 補助事業者は、第12条の規定による補助金の額の確定があったときには、速やかに精算払請求書（様式第14号）により、知事に対し補助金の支払を請求するものとする。

#### (関係書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る契約書その他の経理を明らかにする関係書類を当該補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について、次条第2項で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

#### (取得財産の管理等)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、法令を遵守し継続的に善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等の処分等（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、廃棄し、太陽光発電設備等の設置場所を変更することをいう。）を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。

3 補助事業者は、前項で定める期間内に取得財産等の処分等を行ってはならない。ただし、あらかじめ財産処分等承認申請書（様式第15号）を提出し、知事の承認を受けた場合はこの限りではない。

4 知事は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、審査結果を当該補助事業者に通知する。

5 知事は、前項の規定により取得財産の処分等を承認する場合において、交付した補助金のうち、相当額について、県への納入を命ずることができる。

#### (補助金の返納)

第17条 知事は、補助事業者がこの要綱の規定に違反したと認める場合は、当該補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部の返納を命ずることができる。

#### (報告及び検査等)

第18条 知事は、必要があると認める場合は、補助事業者に対して報告を求め、若しくは事業の執行に関して必要な指示をし、又は関係職員により帳簿その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

#### (その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和6年7月5日から施行する。

別表1 補助事業（第3条第1項関係）

補助事業	内容
1 補助金の交付対象となる事業	事業所に次のいずれかの形態で100kW以下の太陽光発電設備を導入すること。 (1) 自己所有 (2) PPA (3) リース
2 補助金の交付対象になる事業の要件	(1) 本補助金の他に、法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施するものではないこと。 (2) 未使用の太陽光発電設備（100kW以下）を事業所（敷地内等に限る。）に導入すること。 (3) 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量を全て自家消費すること。 (4) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づくFIT又はFIPの認定を取得しないこと。 (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないこと。 (6) 発電量を計測する機器を備えること。 (7) PPA又はリースの場合、本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。 (8) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。 (9) 法定耐用年数が経過するまでの間、補助の目的に沿って設備を活用できる見込みがあること。 (10) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める次の事項を含めた遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。 ア 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 イ 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。

- ウ 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
- エ 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。
- オ 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う、柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。ただし、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に記載する例外を除く。
- カ 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- キ 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- ク 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- ケ 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。
- コ 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- サ 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。

- (11) PPA の場合、PPA 事業者は、交付された補助金額相当分をサービス料金から控除すること。サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
- (12) リースの場合、リース事業者は、交付された補助金額相当分をリース料金から控除すること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで

	<p>継続的に使用するために必要な措置を証明できる書類を具備すること。</p> <p>リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファインナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p>
--	---

別表2 補助金の交付対象となる者（第3条第2項関係）

区分	内容
1 補助金の交付対象となる者	<p>(1) 県内に事業所を有する法人（国、国の所管する独立行政法人及び地方公共団体を除く。）、青色申告を行っている個人事業主</p> <p>(2) PPA又はリースを行う民間事業者（(1)の事業所内に導入する場合に限る）</p>
2 補助金の交付対象となる者の要件	<p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(3) 全ての県税に未納がないこと。</p> <p>(4) 役員（支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう）が次の各号のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められる者。なお、暴力団員には暴力団での構成員でなくなった日から5年を経過していない者も含む。</p> <p>イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。</p> <p>ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。</p> <p>エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。</p> <p>オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。</p> <p>カ 委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者。</p>

別表3 補助対象経費（第3条第3項関係）

区分	費用	細分	内容
工事費	本工事費(直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
	労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人工費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。	
	直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、 ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、 ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）	
(間接工事費)	共通仮経費		事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④技術管理に要する費用、 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
			事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
	一般管理費		事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事（補助金の交付対象になる事業の要件に定める柵塀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。	

	機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費	事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。 PPA 又はリースにより実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。
事務費	事務費	事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。

別表4 補助金の交付対象となる者に交付する補助金の額（第4条関係）

補助金の額及び上限額		
5万円/kW※（上限500万円）		
※ 太陽光モジュールのJISなどに基づく公称最大出力の合計値(kW)とパワーコンディショナーの定格出力の合計値(kW)の低い方(小数点以下切り捨て)		

別表5 補助金交付申請書に添付する書類（第5条第1項関係）

番号	提出書類	申請書		
		法人	個人	PPA又はリース事業者
申請書、計画書等（指定様式）				
1	補助金交付申請書	様式第1号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2	実施計画書	様式第2号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	経費内訳	別紙1	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	リース料金等の算定根拠明細書	別紙2	—	<input type="radio"/>
3	暴力団等反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書 注 PPA及びリースの場合は利用者分も提出すること	様式第3号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	役員一覧 注 PPA及びリースの場合は利用者分も提出すること	別紙1		<input type="radio"/>
4	誓約書	様式第4号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

	補助事業実施に係る同意書				
5	注1 申請者と補助対象設備を設置する土地又は家屋の所有者が異なる場合 に提出すること  注2 同意者の署名若しくは記名押印が必要	様式第5号	△	△	△
6	債権者登録申請書  福島県「債権者登録について」 <a href="https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015a/saikensya.html">https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015a/saikensya.html</a> にて申請 書（エクセル）をダウンロードして使用すること。	別紙1	○	○	○
添付書類（自由書式）					
7	見積書及び見積内訳書の写し	添付書類1	○	○	○
8	太陽光発電設備を設置する土地又は建物の全部 事項証明書  注 発行日より6か月以内のもの	添付書類2	○	○	○
9	事業を行う場所の確保状況を確認できる書類 (利用許可書の写し等)  ※申請者以外が所有・管理する施設や土地等に設備導入する場合に、事業実施 にあたって所有者や権利者との調整が必要な場合に提出すること。	添付書類3	△	△	△
10	登記事項証明書（履歴事項全部証明書） (法人の場合)  注 発行日より6か月以内のもの	添付書類4	○	—	○
11	青色申告者であることを証明する書類(写し)直 近1か年分 (個人事業主の場合)	添付書類5	—	○	—
12	控除前PPAの契約書(案)及び控除後PPAの契約書 (案) (PPA事業者の場合)  控除前リースの契約書(案)及び控除後リース契 約書(案) (リース事業者の場合)	添付書類6	—	—	○
13	県税の滞納がないことの証明書  注1 課税がない等の理由により滞納がないことの証明書が交付されない場 合はその旨を記した書面(任意様式)  注2 リース又はPPAにより補助対象設備を導入する場合は、利用者分の証明 書も提出すること	添付書類7	○	○	○
14	設備の仕様が分かるもの(仕様書、カタログ等)	添付書類8	○	○	○
15	逆潮流を防止する装置の仕様が分かるもの (仕様書、カタログ等)	添付書類9	○	○	○
16	単線配置図	添付書類10	○	○	○
17	システム系統図	添付書類11	○	○	○
18	機器配置図	添付書類12	○	○	○
19	敷地見取り図及び設置予定場所の現状写真	添付書類13	○	○	○

	注1 写真は直近1か月以内のもの 注2 檻を設置する場合は檻の設置場所の写真も添付すること				
20	設備設置場所が屋根の場合、屋根形状	添付書類 14	△	△	△
21	その他知事が必要と認める書類	その他		△	

別表6 実績報告書に添付する書類（第11条関係）

番号	提出書類	申請書		
		法人	個人	PPA又はリース事業者
申請書、計画書等（指定様式）				
1	補助金実績報告書	様式第10号	○	○
2	実施実績書 経費内訳 リース料金等の算定根拠明細書	様式第11号 別紙1 別紙2	○ ○ —	○ ○ ○
添付書類（自由書式）				
3	請求書及び領収書の写し	添付書類1	○	○
4	設置した設備の全体写真 <small>注 檻を設置した場合には檻の写真も提出すること</small>	添付書類2	○	○
5	太陽光パネルの型式及び設置状況が分かる写真	添付書類3	○	○
6	パワーコンディショナーの型式及び設置状況が分かる写真	添付書類4	○	○
7	設備の確定仕様が分かるもの (仕様書、カタログ等)	添付書類5	○	○
8	単線結線図(竣工図)	添付書類6	○	○
9	システム系統図(竣工図)	添付書類7	○	○
10	機器配置図(竣工図)	添付書類8	○	○
11	系統連系承諾書(写し)	添付書類9	○	○
12	控除前PPAの契約書及び控除後PPAの契約書 (PPA事業者の場合) 控除前リースの契約書及び控除後リース契約書 (リース事業者の場合)	添付書類10	— —	○
13	その他知事が必要と認める書類	その他		△

「○」：提出必須 「△」：案件により必要 「—」：不要